

「那覇商工会議所新会館建設に係る基本構想策定業務」に係る 企画提案仕様書

1. 事業名

那覇商工会議所新会館建設に係る基本構想策定業務

2. 事業期間

契約締結日～平成 29 年 11 月 30 日

3. 事業目的

当商工会議所会館が建設されてから 50 年以上が経過して老朽化が進み、会館の修繕・維持費が年々増大していることに加え、相談スペース、駐車場、バリアフリーなど十分な会員サービスが提供できていないことから、利便性、機能性に優れ、会員企業が活用しやすい新会館建設に向け、基本構想を策定する。

4. 委託業務内容

上記の事業目的を達成するため、下記の業務内容を実施する。

(1) 計画地及び計画地周辺の現況整理

- ①従前の商工会議所の敷地及び建物現況の整理
- ②計画地の都市計画法、建築基準法等の法的条件の整理

(2) 新会館の整備方針

①基本コンセプトの策定

新会館の整備にあたって、今後の商工会議所の在り方を踏まえ、基本コンセプト、整備方針について検討を行う。

②建物の複合化、導入施設の検討

基本コンセプト、整備方針に基づき新会館内に導入する施設についての検討を行う。(貸事務所、ホテル、共同住宅、店舗等)

(3) 新会館の必要機能の整理

- ①必要諸室の選定及び規模算定
- ②導入施設の規模算定
- ③車庫等附帯施設の規模算定
- ④新会館全体の規模算定

(4) 建物施設計画に関する考え方

当該敷地の建築条件を踏まえ、新会館の施設計画を検討する。

- ①商工会議所機能の配置計画
- ②商工会議所機能以外の導入機能の施設計画
- ③駐車場計画
- ④動線計画

⑤各階平面計画

⑥断面計画

(5)概略事業収支の検討

①新会館建替え整備の事業スキーム検討

②新会館建替え整備の概略事業収支

(6)概略事業スケジュールの検討

5. 成果物の提出期限及び提出部数

(1)提出期限

受託者は、成果物を契約期限内に提出するものとする。

(2)成果物及び提出部数

本業務において提出すべき成果物は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1) 報告書 (A4 版) | 正 1 部、副 2 部 |
| 2) 電子データ (CD-R) | 1 枚 |
| 3) その他担当職員から指示のあったもの | 1 式 |

6. 委託料上限額

委託料の上限額は、2, 800千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

7. 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、その者は全ての調整に応ずることとする。

8. その他

- (1)本業務の実施に際しては、委託者との連絡を密にし、その指示に従い、誠実かつ計画的に業務を行うこと。必要に応じて作業過程を委託者に報告すること。
- (2)採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (3)委託業務の実施により取得した著作権等については、委託者に帰属する。本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (4)業務内容あるいは業務推進に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受け、これを処理すること。
- (5)本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。

以上